

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った精神病院の管理者は、当該措置を採った日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神病院の名称及び所在地
  - 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
  - 三 診察した特定医師の氏名
  - 四 入院年月日及び時刻
  - 五 病名
  - 六 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
  - 七 生活歴及び現病歴
  - 八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
  - 九 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由
  - 十 法第三十三条の四第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行った結果
  - 十一 医療及び保護を依頼した者の患者との関係
- 第十六条の三 法第三十三条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- 一 法第三十三条の四第一項の規定による措置に係る届出
    - イ 精神病院の名称及び所在地
    - ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日
    - ハ 入院年月日及び時刻
    - ニ 病名及び症状
  - ホ 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
  - ヘ 診察した指定医の氏名
  - ト 法第三十四条第三項の規定による移送の有無
  - チ 医療及び保護を依頼した者の患者との関係
- 二 法第三十三条の四第一項の規定による措置を採らうとする場合において、法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った場合の当該措置に係る届出
- イ 診察した特定医師の氏名
  - ロ 病名
  - ハ 生活歴及び現病歴
- 二 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
- ホ 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由
- ヘ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項

第十九条第一項第四号中、「六月間」の下に、「(入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、過去三月間)」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

第二十條第二項第二号中、「前項第二号」の下に、「及び第四号」を加え、同条の次に次の四条を加える。

- 第二十條の二 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。
  - 第二十條の三 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める者は、法第三十八條の七第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。
  - 第二十條の四 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十二條の三の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
    - 一 入院後一年以上経過していること。
    - 二 入院後六月を経過するまでの間に法第三十六條第三項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に出外することを制限されたこと(前号に該当する場合を除く。)
  - 第二十條の五 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
    - 一 入院年月日及び前回の法第三十八條の二第三項の規定による報告の年月日
    - 二 第十九條第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号並びに第二十條第一項第二号及び第三号に掲げる事項
    - 三 第二十一條中、「第三十八條の三第一項」の下に、「及び第五項」を加え、同条第三号中、「第三十三條第四項」を、「第三十三條第七項」に、「第十三條第一号イから又まで」を、「第十三條の四第一号イから又まで」に改め、同条に次の一号を加える。
      - 四 法第三十八條の二第三項の規定による報告 第二十條の五各号に掲げる事項
    - 四 第二十三條中、「次の各号のいずれかに該当する」を、「第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる」に、「同条第二号中、「年金たる給付」を、「給付」に改め、同号に次のように加える。
      - ト 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)に基づく特別障害給付金
  - 第二十三條に次の一号を加える。
    - 三 精神障害者の写真
  - 第二十六條中第四号を削り、第五号を第四号とする。
  - 第二十九條中、「第二十八條第一項」を、「前条第一項」に改める。
  - 第三十一條から第三十四條までを次のように改める。
    - 第三十一條から第三十四條まで 削除
    - 第四十一條を次のように改める。
- 第四十一條 令第十五條第一項の規定により、令第二條の二から第二條の二の五までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。